



# 各種業務手数料表

2024年7月1日以降の料金

株式会社 湘南建築センター

2024年3月29日





## 目次

1 建築確認・検査・仮使用手数料	P3
2 適合証明手数料	P7
3 住宅性能評価手数料	P11
4 長期使用構造等確認手数料	P15
5 低炭素建築物認定制度	P16
6 B E L S評価業務	P17
7 東京ゼロエミ住宅認証業務	P18
8 建築物省エネルギー性能適合性判定手数料	P19

株式会社 湘南建築センター





# 建築確認・検査・仮使用手数料

2024年7月1日以降の料金

株式会社 湘南建築センター



建築物 建築確認 (新築・改築)

確認申請面積の合計	主たる申請建築物または敷地単位の主要用途による区分		
	一戸建ての住宅(※)		その他
	①特例対象建築物	②左記以外 (※新設)	
100㎡以下	21,000	30,000	36,000
100㎡を超え 200㎡以内	32,000	41,000	49,000
200㎡を超え 300㎡以内	47,000	52,000	61,000
300㎡を超え 500㎡以内	59,000	64,000	76,000
500㎡を超え 1,000㎡以内	500㎡を超える「一戸建ての住宅」は「その他」の適用		143,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以内			197,000
2,000㎡を超え 3,000㎡以内			320,000
3,000㎡を超え 5,000㎡以内			443,000
5,000㎡を超え 7,000㎡以内			542,000
7,000㎡を超え 10,000㎡以内			591,000
10,000㎡を超え 15,000㎡以内			633,000
15,000㎡を超え 20,000㎡以内			677,000
20,000㎡を超え 25,000㎡以内			725,000
25,000㎡を超え 30,000㎡以内			775,000
30,000㎡超			

[単位：円]

中間検査 (基礎・躯体等共通)

確認申請面積の合計	主たる申請建築物または敷地単位の主要用途による区分		
	一戸建ての住宅(※)		その他
	①特例対象建築物	②左記以外 (※新設)	
100㎡以下	30,000	36,000	40,000
100㎡を超え 200㎡以内	37,000	45,000	56,000
200㎡を超え 300㎡以内	49,000	54,000	61,000
300㎡を超え 500㎡以内	59,000	64,000	82,000
500㎡を超え 1,000㎡以内	500㎡を超える「一戸建ての住宅」は「その他」の適用		136,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以内			197,000
2,000㎡を超え 3,000㎡以内			296,000
3,000㎡を超え 5,000㎡以内			345,000
5,000㎡を超え 7,000㎡以内			369,000
7,000㎡を超え 10,000㎡以内			492,000
10,000㎡を超え 15,000㎡以内			527,000
15,000㎡を超え 20,000㎡以内			564,000
20,000㎡を超え 25,000㎡以内			603,000
25,000㎡を超え 30,000㎡以内			645,000
30,000㎡超			

[単位：円]

完了検査

確認申請面積の合計	主たる申請建築物または敷地単位の主要用途による区分		
	一戸建ての住宅(※)		その他
	①特例対象建築物	②左記以外 (※新設)	
100㎡以下	30,000	36,000	41,000
100㎡を超え 200㎡以内	39,000	48,000	57,000
200㎡を超え 300㎡以内	54,000	59,000	69,000
300㎡を超え 500㎡以内	67,000	72,000	89,000
500㎡を超え 1,000㎡以内	500㎡を超える「一戸建ての住宅」は「その他」の適用		147,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以内			197,000
2,000㎡を超え 3,000㎡以内			296,000
3,000㎡を超え 5,000㎡以内			369,000
5,000㎡を超え 7,000㎡以内			443,000
7,000㎡を超え 10,000㎡以内			591,000
10,000㎡を超え 15,000㎡以内			620,000
15,000㎡を超え 20,000㎡以内			652,000
20,000㎡を超え 25,000㎡以内			684,000
25,000㎡を超え 30,000㎡以内			719,000
30,000㎡超			

[単位：円]

【注記】加算額等については別表をご覧ください。

用途区分等	「一戸建ての住宅」(※)	「一戸建ての住宅」とは、主たる申請建築物または敷地単位の主要用途が一戸建ての住宅、兼用住宅または併用住宅で、延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、且つそれ以外の用途が50㎡を超えないもの。(一戸建て住宅の敷地内に別棟である付属建築物の新築または増築する場合で50㎡以内の場合を含む)	
	「その他」	「一戸建ての住宅」(※)要件に該当しない建築物	
	「特例対象建築物」	「特例対象建築物」とは建築基準法第6条の4第1項第一号から第三号に定める建築物	
新築以外の算定方法	【増築】	同一棟	SBCが直近の検査済証を交付した建築物 増築する床面積 + 既存部分の床面積×1/2 = 料金算定の面積 上記以外の場合 申請建築物の床面積の合計 = 料金算定面積
		別棟	別棟新築する申請建築物の床面積の合計 = 料金算定の面積(※注:別棟加算が必要となります。)
	【用途変更】【大規模の修繕】または【大規模の模様替】	申請建築物の床面積の合計 = 料金算定面積	
計画変更確認申請(基本額)	計画変更確認申請(基本額)	再審査を要する	計画変更する建築物の床面積の合計×1/2 = 料金算定の面積
		法適合判断が容易	○特例対象建築物(四号または型式)または計画変更する建築物の床面積の合計が500㎡以下 18,000円 ●上記以外の場合 36,000円
		【共通注意事項】計画変更確認に加算対象の審査が含まれる場合は別途加算となります。(消防同意、天空率、構造審査、別棟など)	
直前の確認検査が他機関又は建築主事の場合	【計画変更確認】	※SBC手数料表「確認申請(新築・改築)」を適用して算定した手数料(加算項目を含む合計)の2倍	
	【中間検査】	※SBC手数料表「中間検査」を適用して算定した手数料の3倍	
	【完了検査】	※SBC手数料表「完了検査」を適用して算定した手数料の3倍	
	【仮使用認定】	※SBC手数料表「仮使用認定」を適用して算定した手数料の3倍	
【注意事項】計画内容によっては引受が困難または検査前に計画変更確認等を要する場合があります。			

■加算項目 「確認申請」、「計画変更確認申請」または完了検査時の「追加説明書」提出において審査を要する項目毎に適用となります。

種別	加算(審査)項目	適用する条件、区分等	加算額・加算割合(区分)	備考			
【建築物】確認申請	【消防同意】	確認申請又は計画変更確認申請において消防同意を要する場合	2,000円/件	◆確認済証交付前に再同意を要する場合は再度加算。			
		【天空率】	道路高さ制限の緩和	5,000円/領域数	◆利用する区分毎、領域数による加算(審査により領域数が増加した場合は追加請求)		
			北側高さ制限の緩和 隣地高さ制限の緩和	5,000円/領域数 5,000円/領域数			
	【別棟】	工事種別に係らず申請敷地内に申請以外の建築物(既存)がある場合の加算	5,000円/件				
	【構造審査】 (増築、用途変更等において耐震診断結果の検証を要する場合を含む)	法要求の有無に関わらず軸組・壁量、構造図、構造計算書の審査若しくは耐震診断の検証を要する場合	床面積200㎡以下	12,000円/件(構造棟)	◆構造分離の場合は構造棟毎の床面積による ◆構造適判の場合は別途加算あり ◆ルート2は適用外(注:ルート2加算を適用)		
			床面積200㎡超え500㎡以下	28,000円/件(構造棟)			
			床面積1000㎡以下	15,000円/件(構造棟)			
	【構造計算適合性判定対象建築物】	適合判定通知書との照合を要する建築物	床面積1000㎡超え2000㎡以下	21,000円/件(構造棟)			
			床面積2000㎡超え	34,000円/件(構造棟)			
			床面積1000㎡以下	120,000円/件(構造棟)			
【ルート2構造審査】	構造計算ルート2審査を要する場合	床面積1000㎡超え2000㎡以下	158,000円/件(構造棟)	◆構造計算適合性判定通知書のある場合を除く			
		床面積2000㎡超え	182,000円/件(構造棟)				
		仕様ルート	24,000円/件(構造棟)				
【特定天井】	特定天井(居室)を有する建築物(棟)	計算ルート	48,000円/件(構造棟)				
		性能検証法	○避難安全検証法 ○耐火性能検証法	検証法適用する建築物の床面積の合計による確認手数料の25%加算 検証法適用する建築物の床面積の合計による確認手数料の40%加算 ○別途協議による契約額	◆計画変更において検証法の再審査を要する場合の加算額は左表加算額の1/2とします。「追加説明書」において同じ。		
【工作物】確認申請	【擁壁断面】	1件の擁壁にて構造審査を要する断面が2以上ある場合	5,000円/断面数				
【中間・完了検査】 【仮使用(現場検査)】	【エリア加算】	検査または仮使用の所在地が東京都特別区(23区)の場合	建築物、工作物、昇降機	15,000円/件(検査実施回数毎)	◆現場検査を要する毎に適用(再検査を要する場合に同じ)		
		【関係規定検査】	○建築物省エネ法	適合性判定対象建築物の完了検査または仮使用認定の現場検査	完了(仮使用)検査対象面積(*SBC判定に限る)	300㎡以上 1,000㎡以下 1,000㎡超え 3,000㎡以下 3,000㎡超え	19,000円/件 39,000円/件 57,000円/件
	他機関判定の場合				90,000円/件	◆床面積に関わらず一律に適用	
	完了検査または仮使用検査にて過判図書(軽微変更該当証明書を含む)から変更が生じていた場合			「追加説明書」として提出要	SBC判定 他機関判定	「軽微変更該当証明書」同額 上記の2倍	◆床面積に関わらず一律に適用
	【軽微な変更説明書】	確認済証交付以降の施行規則第3条の2に該当する変更	・中間検査 ・完了検査		料金設定なし	【注】提出時期、回数にご配慮下さい。	
	【追加説明書】	完了検査時における法適合判断において提出を要する場合	★「軽微な変更」内容煩雑な場合、追加説明を要する場合あり	基本額	12,000円/件	◆天空率、構造計算、省エネ適判(*)等の加算項目審査を要する場合は該当額を加算	
	【現場再検査】	申請者側都合等で検査成立しなかった現場再検査又は是正工事の確認等	中間検査、完了検査、仮使用認定に共通	当該検査手数料又は仮使用認定手数料の1/2		◆(例)立会者不在、入室不能、現地確認を要する是正工事、仮使用認定条件の不備等写真報告で対応不能の場合	
	【全般】	【特殊な場合】	SBC確認検査業務規程第47条第5項による加算項目	※特殊な用途・構造規模等における特殊な審査、検査	○別途協議による契約額	◆(例)大規模(1ha以上)敷地における確認検査、土木構造物に類似した建築物その他で確認検査を要するもの。	

割引項目（SBC確認検査業務規程第47条第4項関係）

種別	割引する項目	適用する条件、区分等	割引額・割引率	備考
【全般】	【効率的審査・検査】	SBCが通常よりも効率的に確認検査業務を実施できると認めたもの	◇別途協議による契約額	詳細（※左記はリンクボタンで別頁へ飛ぶ）
【検査】	【直近の仮使用認定をSBCがなした場合の完了検査】	完了検査の対象建築物の仮使用認定を当社がなしたもの（建築物全体又は部分）	仮使用認定した対象床面積の1/2を検査対象床面積から除き算出された面積を適用する	◆（例1）A・B2棟の完了検査でA棟全体を仮使用した場合はA×1/2+Bの床面積で算定 （例2）1200㎡の建築物のうち600㎡を仮使用認定した場合の完了検査は（仮使用部分）

建築設備・工作物

区分		建築確認		完了検査 ※1・3		
		確認申請	計画変更確認（※2）			
建築設備	小荷物専用昇降機		18,000	12,000	22,000	
	上記以外の昇降機	型式	24,000	12,000	34,000	
		型式以外	36,000	18,000	42,000	
工作物	煙突（10m以下）		36,000	18,000	24,000	
	広告塔・広告版 装飾等・記念塔等		24,000	12,000	24,000	
	高架水槽・サイロ 物見塔等（10m以下）		36,000	18,000	24,000	
	擁壁	高さ5m以下		24,000	18,000	24,000
		高さ5mを超え7m以下		36,000	18,000	36,000

【単位：円】

【注記】※

- 昇降機または工作物の完了検査において追加説明書を要する場合、「建築物」加算額を準用する。
- SBC以外が確認した建築設備又は工作物の計画変更確認手数料は、確認申請と同額とする。
- 完了検査又は仮使用認定を行う敷地の所在が東京都特別区（23区内）である場合、建築物の検査加算額を適用する。

仮使用認定

仮使用部分の床面積の合計	手数料
1,000㎡以下	125,000/回
1,000㎡を超え2,000㎡以内	167,000/回
2,000㎡を超え3,000㎡以内	252,000/回
3,000㎡を超え5,000㎡以内	314,000/回
5,000㎡を超え7,000㎡以内	377,000/回
7,000㎡を超え10,000㎡以内	502,000/回
10,000㎡を超えるもの	別途お見積

【単位：円】

- 同一案件で複数回申請する場合、仮使用が増加する部分の床面積ごとに算定する。
- 仮使用認定を行う建築物、建築設備の所在地が東京都特別区（23区内）である場合、検査時の加算額を適用する。
- 建築設備の仮使用認定の手数料は、1件につき1000㎡以下の建築物の額を適用する。

各種届出

区分	手数料
取下届（済証等の交付前に限る）	無料 /件（通）
取止届（確認済証の交付以降）	3,000 /件（通）
名義変更届（※1）	3,000 /件（通）
記載事項補正等届（※2）	3,000 /件（通）
建築確認等証明願（※3）	10,000 /件（通）

【注記】※

- 検査済証の交付（特定行政庁報告）以降はこれら届出等は受理出来ません。
- 記載事項変更届の利用については法適合判断に係る事項をこれにより届け出することは出来ません。
- 特定行政庁にて記載台帳証明書の交付が受けられない場合に限り、ご利用下さい。  
また建築確認等証明願の提出による確認済証、中間合格証、検査済証の再発行は出来ません。



# 適合証明手数料

2024年7月1日以降の料金

株式会社 湘南建築センター



新築住宅（戸建住宅）

[単位：円（消費税込）]

融資種別	設計検査	中間検査	竣工検査
フラット35	28600 (38500) 注) F35S・ZEH審査を要する (BELS評価書を活用しない) 場合、11,000加算	14300 (16500)	23100 (28600)
財形住宅融資 積立者向け融資	31900 (41800)	17600 (18700)	25300 (28600)
竣工後特例	66000 (83600)		
設計性能評価併願（※1）	省略（申請不要）	12100	12100
建設性能評価併願（※1）	省略（申請不要）		申請 6600※2
認定書等（※3）活用の場合	6600 (16500)	14300 (16500)	22000 (23100)

◆他機関の確認済物件は、（ ）内の料金となります。

◆SBCが住宅瑕疵担保保険の現場検査又は建築基準法の中間検査（特定工程）を実施する住宅は「中間検査」省略することができます。（中間時融資受けない場合）

※1 断熱等性能等級4以上且つ一次エネルギー消費量等級4以上に限る

※2 竣工検査が必要な場合（下記条件）は、12,100円（税込）となります。

【注】次の基準を満たさない場合は竣工検査が省略できません。

■劣化対策等級：等級2又は等級3

■維持管理対策等級（専用配管）：等級3

※3 ①BELS評価書

②低炭素建築物新築等計画認定通知書

③長期優良住宅認定通知書（令和4年10月以降に技術的審査を行ったものに限る）

④建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書

■フラット35S（優良な住宅・特に優良な住宅）利用

[単位：円（消費税込）]

加算項目	設計検査	中間検査	竣工検査
バリアフリー／耐久・可変 1要件につき	8800 加算	3300 加算	3300 加算
	竣工後特例 14300 加算		
免震	8800 加算	6600 加算	6600 加算
耐震	13200 加算	6600 加算	6600 加算

※フラット35S（特に優良な住宅）の「耐久性・可変性」は、提出いただく長期優良住宅認定書に基づく検査となるため加算額はありません。

■省エネルギー性の再計算が必要となる場合の変更料金

[単位：円（消費税込）]

省エネルギー性の再計算が必要となる場合の変更料金	
変更内容に係らず一律	16500

連続建て・重ね建て

[単位：円（消費税込）]

融資種別	設計検査	中間検査	竣工検査
フラット35	22000 + 6600×戸数	14300 × 戸数	22000 × 戸数
財形住宅融資 積立者向け融資	(22000 + 15400×戸数)	(24200 × 戸数)	(24200 × 戸数)

◆他機関の確認済物件は、（ ）内の料金となります。

■フラット35S（優良な住宅・特に優良な住宅）利用

[単位：円（消費税込）]

加算項目	設計検査	中間検査	竣工検査
バリアフリー/免震/ 耐久・可変1要件につき	8800 × 戸数加算	3300 × 戸数加算	3300 × 戸数加算
耐震	13200 × 戸数加算	6600 × 戸数加算	6600 × 戸数加算



新築共同住宅（分譲）

[単位：円（消費税込）]

融資種別	設計検査	中間検査	竣工検査
フラット35 財形住宅融資 積立者向け融資	33000 + 3300×戸数 (33000 + 6600×戸数)	該当なし	45100 + 4400×戸数 (45100 + 17600×戸数)

◆他機関の確認済物件は、（ ）内の料金となります。

■フラット35S（優良な住宅・特に優良な住宅）利用

[単位：円（消費税込）]

融資種別	設計検査	中間検査	竣工検査
バリアフリー/免震/ 耐久・可変1要件につき	8800 × 戸数加算	該当なし	3300 × 戸数加算
耐震	13200 × 戸数加算		6600 × 戸数加算

賃貸住宅

[単位：円（消費税込）]

融資種別	設計検査	中間検査	竣工検査
省エネ住宅 サービス付き高齢者向け住宅	33000 + 4400×戸数 (33000 + 13200×戸数)	該当なし	45100 + 6600×戸数 (45100 + 25300×戸数)

※他機関の確認済物件は、（ ）内の料金となります。

再発行手数料

[単位：円（消費税込）]

融資種別	手数料
設計検査に関する通知書 中間現場検査に関する通知書 竣工現場検査に関する通知書・適合証明書	5500



# 性能評価・長期・低炭素・BELS・東京ゼロエミ 新手数料一覧

2024年7月1日以降の料金

株式会社 湘南建築センター



設計住宅性能評価

戸建住宅

1. 必須項目のみ評価を希望する場合 (消費税込・単位：円)

区分	階数	延べ床面積	設計評価料金
一般	2階以下	200㎡以内	69,300
		200㎡超	83,600
	3階	200㎡以内	75,900
		200㎡超	90,200
製造者認証	2階以下	200㎡以内	55,000
		200㎡超	66,000
	3階	200㎡以内	61,600
		200㎡超	72,600

・階数が4以上の場合については、別途見積とする。

2. 必須項目以外も評価を希望する場合 (消費税込・単位：円)

区分	階数	延べ床面積	設計評価料金
一般	2階以下	200㎡以内	73,700
		200㎡超	86,900
	3階	200㎡以内	80,300
		200㎡超	93,500
製造者認証	2階以下	200㎡以内	59,400
		200㎡超	70,400
	3階	200㎡以内	66,000
		200㎡超	77,000

・階数が4以上の場合については、別途見積とする。

共同住宅

1. 必須項目のみ (消費税込・単位：円)

区分	延べ床面積	設計評価料金
一般 (3階以下)	200㎡以内	$(7,700 \times M) + 66,000$
	200㎡超～500㎡以内	$(7,700 \times M) + 105,600$
	500㎡超～1,000㎡以内	$(7,700 \times M) + 158,400$
	1,000㎡超	別途見積
製造者認証 (3階以下)	200㎡以内	$(6,600 \times M) + 52,800$
	200㎡超～500㎡以内	$(6,600 \times M) + 84,700$
	500㎡超～1,000㎡以内	$(6,600 \times M) + 126,500$
	1,000㎡超	別途見積

(Mは設計評価の対象とする住戸数)

- ・選択項目がある場合は上表料金の1.2倍とする。
- ・階数が4以上の場合については、別途見積とする。

変更設計住宅性能評価

1. SBCで設計住宅性能評価書の交付を受けた住宅の場合（消費税込・単位：円）

変更の内容	変更設計評価料金
設計住宅性能評価に関する変更の場合 (選択項目がある場合は右表料金の1.2倍とする。)	当該評価料金×1/2
評価書の記載内容に係る変更 (評価結果を記載した部分の変更以外)	6,600

2. 他の機関で設計住宅性能評価書の交付を受けた住宅の場合

他の機関で設計住宅性能評価書の交付を受けた後、SBCに変更設計住宅性能評価申請を行なう場合の料金は、変更申請に係る床面積に応じ、別表第1により算出される額とする。

建設住宅性能評価「新築住宅」

戸建住宅

1. 必須項目のみ (消費税込・単位：円)

区分	延べ床面積	検査回数	建設評価料金
一般	200㎡以内	4回	105,600
	200㎡超	4回	118,800
製造者認証	200㎡以内	3回	79,200
	200㎡超	3回	92,400

- ・選択項目がある場合は上表料金の1.2倍とする。
- ・上記料金には住宅紛争処理支援センター負担金を含みます。
- ・再検査及び地下室等により上記検査回数を超える場合は、検査1回につき26,400円(消費税込)とする。
- ・現場立ち会いがなされず再度現場検査を行う場合、または現場において工程未達等により検査実施が困難な場合は、検査1回につき16,500円(消費税込)とする。
- ・申請者の依頼等により追加検査を行う場合の料金は別途協議とする。
- ・東京23区の現場については、検査1回につき16,500円(消費税込)加算する。
- ・埼玉県の現場については、検査1回につき25,300円(消費税込)加算する。
- ・千葉県の現場については、検査1回につき39,600円(消費税込)加算する。
- ・山梨県の現場については、検査1回につき35,200円(消費税込)加算する。

2. 他の機関で設計住宅性能評価書の交付を受けた場合

他の機関で設計住宅性能評価書の交付を受けた場合の評価料金は、上表により算出される額に当該住宅について設計住宅性能評価を行うものとして別表第1により算出される額の3分の1の額(1,000円未満の端数を切り捨てた額)を加算する。

共同住宅(必須項目のみに限る)

1. 必須項目のみ (消費税込・単位：円)

延べ床面積	建設評価料金
200㎡以内	$(10,560 \times M) + 145,200$
200㎡超～500㎡以内	$(10,560 \times M) + 198,000$
500㎡超～1,000㎡以内	$(10,560 \times M) + 303,600$
1,000㎡超	別途見積

(Mは建設評価の対象とする住戸数)(検査4回の場合の料金)

- ・選択項目がある場合は上表料金の1.2倍とする。
- ・上記料金には住宅紛争処理支援センター負担金を含みます。
- ・再検査及び地下室等により上記検査回数を超える場合は、検査1回につき上記申請料の1/4(消費税込)とする。
- ・現場立ち会いがなされず再度現場検査を行う場合、または現場において工程未達等

により検査実施が困難な場合は、検査 1 回につき 16,500 円（消費税込）とする。

- ・申請者の依頼等により追加検査を行う場合の料金は別途協議とする。
- ・東京 23 区の現場については、検査 1 回につき 16,500 円（消費税込）加算する。
- ・埼玉県の現場については、検査 1 回につき 25,300 円（消費税込）加算する。
- ・千葉県の現場については、検査 1 回につき 39,600 円（消費税込）加算する。
- ・山梨県の現場については、検査 1 回につき 35,200 円（消費税込）加算する。

## 2. 他の機関で設計住宅性能評価書の交付を受けた場合

他の機関で設計住宅性能評価書の交付を受けた場合の評価料金は、上表により算出される額に当該住宅について設計住宅性能評価を行うものとして別表第 1 により算出される額の 3 分の 1 の額（1,000 円未満の端数を切り捨てた額）を加算する。

評価書を再交付する場合（消費税込・単位：円）

項目	手数料
設計住宅性能評価書を再交付する場合	(1,320 円×M) + 5,500 円
建設住宅性能評価書を再交付する場合	

(Mは再交付の対象とする住戸数)

長期使用構造等確認

戸建住宅

(消費税込・単位：円)

区分	階数	延べ床面積	単独審査	評価併願
一般	2階以下	200㎡以内	73,700	8,800
		200㎡超	86,900	8,800
	3階	200㎡以内	80,300	8,800
		200㎡超	93,500	8,800
製造者認証	2階以下	200㎡以内	60,500	8,800
		200㎡超	69,300	8,800
	3階	200㎡以内	67,100	8,800
		200㎡超	77,000	8,800

・階数が4以上の場合は、別途見積とする。

共同住宅

(消費税込・単位：円)

区分	延べ床面積	設計評価料金	評価併願
一般 (3階以下)	200㎡以内	$(7,700 \times M) + 66,000$	$13,200 \times M$
	200㎡超～500㎡以内	$(7,700 \times M) + 105,600$	
	500㎡超～1,000㎡以内	$(7,700 \times M) + 158,400$	
	1,000㎡超	別途見積	別途見積
製造者認証 (3階以下)	200㎡以内	$(6,600 \times M) + 52,800$	$9,900 \times M$
	200㎡超～500㎡以内	$(6,600 \times M) + 84,700$	
	500㎡超～1,000㎡以内	$(6,600 \times M) + 126,500$	
	1,000㎡超	別途見積	別途見積

(Mは設計評価の対象とする住戸数)

・階数が4以上の場合は、別途見積とする。

変更長期使用構造等確認

1. SBCで長期使用構造等確認書の交付を受けた住宅の場合 (消費税込・単位：円)

変更の内容	変更設計評価料金
技術審査を伴う場合 (構造あり)	19,800
技術審査を伴う場合 (構造なし)	13,200
誤記訂正等技術審査を伴わない	5,500
軽微変更該当証明	5,500
再発行	5,500

## 低炭素建築物認定制度

一戸建ての住宅及び共同住宅（長屋） [単位：円（税込）]

区分	料金
一戸建て住宅	42,900 円
長屋・共同住宅	42,900 円 + 13,200 円×住戸数

非住宅・複合住宅は別途お問い合わせください。

- ・適合証の再交付 5,500 円（税込）
- ・変更申請料金 平均外皮熱貫流率の計算を伴う場合 上記費用の 1/2
- ・平均外皮熱貫流率の計算不要の場合 13,200 円（税込）



【一戸建て住宅】

[価格 単位：円（消費税込）]

区分	単独申請	併願申請【1】	併願申請【2】
一戸建ての住宅	39,600	19,800	8,800

【共同住宅・長屋】 [価格 単位：円（消費税込）]

評価対象建築物の全戸数		単独申請	併願申請【1】	併願申請【2】	
共同住宅・長屋	2戸	住戸のみ	72,600	39,600	13,200
		建築物全体	112,200		
	3戸 ～9戸	住戸のみ	72,600+5,500×M	左記料金の1/2	6,600×M
		建築物全体	住戸のみ+77,000		
	10戸 ～19戸	住戸のみ	92,400+5,500×M	左記料金の1/2	6,600×M
		建築物全体	住戸のみ+132,000		
	20戸以上	住戸のみ	見積り		
		建築物全体	見積り		

※1 併願申請【1】とは断熱等性能（外皮計算）の審査を伴うもの

- ・設計住宅性能評価（5－1断熱等性能等級）
- ・長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査
- ・住宅性能証明書（断熱等性能等級）

併願申請【2】とは断熱等性能（外皮計算）及び一次エネルギー消費量の審査を伴うもの

- ・設計住宅性能評価（5－2一次エネルギー消費量等級）
- ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査
- ・住宅性能証明書（一次エネルギー消費量等級）

※2 変更申請の料金は上表の各金額の半額とする。（併願を除く）

※3 再発行手数料は 5,500 円（消費税別）とする。

【設計確認審査】

一戸建ての住宅

[単位：円（消費税込）]

区分	単独申請	併願申請【1】	併願申請【2】
仕様規定	49,500	36,300	24,200
性能規定	60,500		

共同住宅

[単位：円（消費税込）]

区分	単独申請	併願申請【1】	併願申請【2】
共通	$(3,300 \times M) + 104,500$	$(3,300 \times M) + 49,500$	$(3,300 \times M) + 24,200$

(M：設計評価の対象となる住戸数)

併願申請【1】とは断熱等性能（外皮計算）の審査を伴うもの

- ・設計住宅性能評価（5-1）
- ・長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査
- ・フラット 35 S 金利 B プラン

併願申請【2】とは断熱等性能（外皮計算）及び一次エネルギー消費量の審査を伴うもの

- ・設計住宅性能評価（5-2）
- ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査
- ・BELS
- ・フラット 35 S 金利 A プラン

【設計変更確認審査】

[単位：円（消費税込）]

(一戸建ての住宅、共同住宅共に設計確認審査申請料の半額とする。)

【工事完了検査】

一戸建ての住宅

[単位：円（消費税込）]

区分	単独申請	併願申請【1】	併願申請【2】
共通	39,600	26,400	16,500

共同住宅

[単位：円（消費税込）]

区分	単独申請	併願申請【1】	併願申請【2】
共通	$(3,300 \times M) + 66,000$	$(3,300 \times M) + 36,300$	$(3,300 \times M) + 16,500$

(M：設計評価の対象となる住戸数)

併願申請【1】とは断熱等性能（外皮計算）の検査を伴うもの

- ・建設住宅性能評価（5-1）

併願申請【2】とは断熱等性能（外皮計算）及び一次エネルギー消費量の検査を伴うもの

- ・建設住宅性能評価（5-2）

(注) 併願【1】【2】の料金適用は、建設性能評価の検査と同時に行う場合に限る。

(全ての設備等の設置後の検査となります。検査を受けるタイミングには十分注意願います。)

・現場立ち会いがなされず再度現場検査を行う場合、または現場において工程未達等により検査実施が困難な場合は、再検査料金として、検査1回につき工事完了検査と同額（消費税込）とする。

・東京23区の現場については、検査1回につき8,800円（消費税込）加算する。



各種手数料のご案内

E-ACCESS 操作マニュアル

# 建築物省エネルギー性能適合性判定手数料

最新の情報は HP でも確認頂けますので合わせてご利用ください

**2024年7月1日以降の料金**

株式会社 湘南建築センター



建築物エネルギー消費性能適合性判定

料金区分1

用途区分[1]用途の建築物及び用途区分[1]用途を含む複合用途建築物（※1）

[単位：円（消費税込）]

判定する建築物の延べ面積 A（単位 m <sup>2</sup> /棟）	判定料金	
	モデル建物法	標準入力法
300 ≦ A < 1,000	145,200	237,600
1,000 ≦ A < 2,000	184,800	316,800
2,000 ≦ A < 3,000	211,200	376,200
3,000 ≦ A < 4,000	237,600	422,400
4,000 ≦ A < 5,000	264,000	462,000
5,000 ≦ A < 10,000	316,800	594,000
10,000 ≦ A < 20,000	356,400	673,200
20,000 ≦ A < 30,000	396,000	778,800
30,000 ≦ A < 50,000	462,000	871,200
50,000 ≦ A	見積り	見積り

料金区分2

用途区分[2]用途の建築物及び用途区分[2]用途を含む複合用途建築物（※1）

[単位：円（消費税込）]

判定する建築物の延べ面積 A（単位 m <sup>2</sup> /棟）	判定料金	
	モデル建物法	標準入力法
300 ≦ A < 1,000	105,600	158,400
1,000 ≦ A < 2,000	125,400	198,000
2,000 ≦ A < 3,000	132,000	237,600
3,000 ≦ A < 4,000	158,400	290,400
4,000 ≦ A < 5,000	198,000	356,400
5,000 ≦ A < 10,000	237,600	435,600
10,000 ≦ A < 20,000	277,200	501,600
20,000 ≦ A < 30,000	303,600	567,600
30,000 ≦ A < 50,000	343,200	620,400
50,000 ≦ A	見積り	見積り

料金区分3

用途区分[3]用途の建築物（複合用途の場合は※1）

[単位：円（消費税込）]

判定する建築物の延べ面積 A（単位 m <sup>2</sup> /棟）	判定料金	
	モデル建物法	標準入力法
300 ≦ A < 1,000	72,600	145,200
1,000 ≦ A < 2,000	99,000	171,600
2,000 ≦ A < 3,000	105,600	198,000
3,000 ≦ A < 4,000	125,400	224,400
4,000 ≦ A < 5,000	132,000	264,000
5,000 ≦ A < 10,000	158,400	316,800
10,000 ≦ A < 20,000	184,800	356,400
20,000 ≦ A < 30,000	211,200	396,000
30,000 ≦ A < 50,000	250,800	462,000
50,000 ≦ A	見積り	見積り

- ※1 複合用途建築物（非住宅用途の複合に限る）の適合判定料金は、存する用途区分1、2の順に優先して料金適用する。
- ※2 計画変更申請（SBCが適合判定したものに限り）は、適合判定料金の60%で算定する。  
但し、計算方法をモデル建物法から標準入力法に変更した場合は標準入力法による適合判定料金の60%とする。
- ※3 他機関判定の計画変更申請は、本規定による適合判定料金に20%加算した料金とする。
- ※4 「軽微変更該当証明書」（SBCが適合判定したものに限り）の料金は適合判定料金の50%とする。  
但し、他機関判定の「軽微変更該当証明書」は本規定による適合判定料金を適用する。
- ※5 適合判定通知書の再交付（通知書の毀損・焼失等により止むを得ない場合に限り）は11,000円とする。
- ※6 本規定に示す以外の計算方法が認められた場合は、申請前（事前を含む）に別途協議して料金を決定する。

用途区分表（別表3 関係）

区分	用途区分コード	建築基準法施行規則別紙で記載のある用途（建築物用途）
[1]	08140	図書館その他これに類するもの
	08150	博物館その他これに類するもの
	08152	美術館その他これに類するもの
	08170	老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの
	08190	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）
	08210	児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る。）
	08230	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）
	08240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）
	08260	病院
	08370	ポーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場
	08380	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）
	08400	ホテル又は旅館
	08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ
	08530	劇場、演芸場、映画館
	08540	観覧場
	08550	公会堂、集会場
	08560	展示場
08590	ダンスホール	
08600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	
[2]	08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
	08070	幼稚園
	08080	小学校
	08082	義務教育学校
	08090	中学校、高等学校又は中等教育学校
	08100	特別支援学校
	08110	大学又は高等専門学校
	08120	専修学校
	08130	各種学校
	08132	幼保連携型認定こども園
	08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
	08180	保育所その他これに類するもの
	08192	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）
	08220	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）
	08250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）
	08270	巡査派出所
	08280	公衆電話所
	08290	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）
	08300	地方公共団体の支庁又は支所
	08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
	08390	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの、カラオケボックスその他これらに類するもの
	08410	自動車教習所
	08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	

	08450	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）
	08452	食堂又は喫茶店
[2]	08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
	08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
	08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）
	08470	事務所
	08570	料理店
	08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー
	08650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）
[3]	08310	公衆便所、休憩所又はバスの停留所の上屋
	08320	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき建設大臣が指定する施設（電気通信事業法、電気事業法、ガス事業法、液化石油の保安の確保及び取引の公正化に関する法律、水道法、下水道法、熱供給事業法などに基づく施設や都市高速鉄道の用に供する施設で大臣の指定するもの。）
	08340	工場（自動車修理工場を除く。）
	08350	自動車修理工場
	08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
	08420	畜舎
	08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
	08490	自動車車庫
	08500	自転車駐車場
	08510	倉庫業を営む倉庫
	08520	倉庫業を営まない倉庫
	08610	卸売市場
	08630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
	08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの
	08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
対象外	08010	一戸建ての住宅
	08020	長屋
	08030	共同住宅
	08040	寄宿舎
	08050	下宿
要相談	08990	その他

